

第3章

市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

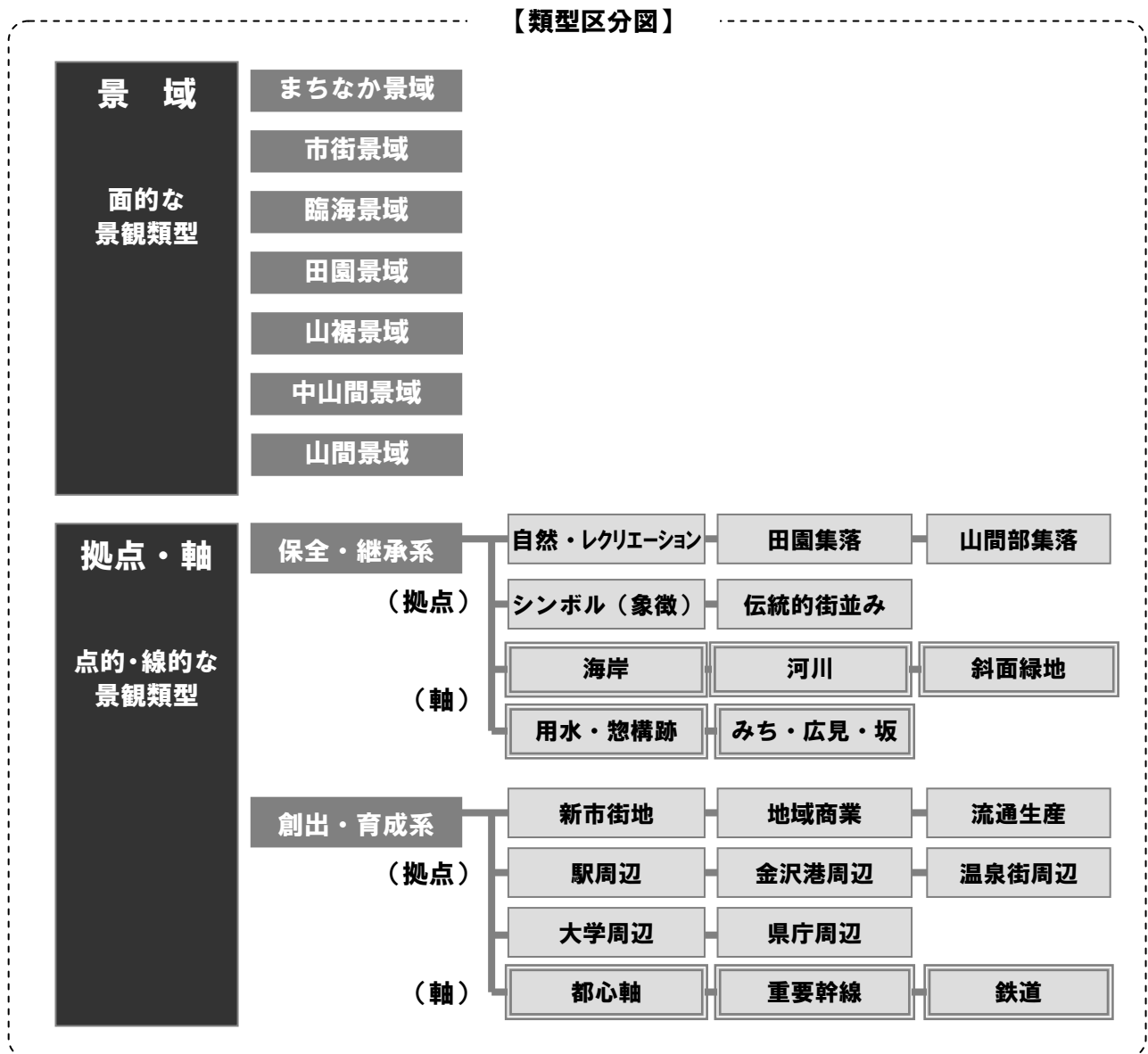
3-1 市全体で捉えた景観類型

金沢の景観特性や、景観の構図の概念、都市構造等を踏まえ、市全体として捉えた景観まちづくりの基本方針へと発展させるため、面的あるいは点的・線的な観点から景観を類型化する。

各類型について、景観形成に向けた基本的な考え方を示し、市全体を眺めた施策展開の方針へと掘り下げていく。

【類型別の基本方針を定める目的】

1. 市全体としての総合的な景観形成
2. 個性と魅力ある景観形成
3. 都市計画、農林、環境、文化等の各種施策との連携



3-2 景域別にみた景観形成方針

本市の面的な景観の類型として「景域」を設定し、各景域における景観形成の基本方針を整理する。

「景域」は、藩政期から本市の中心市街地として発展してきた“まちなか景域”、その周辺部の既存集落と土地区画整理事業を中心とした新市街地が共生する“市街景域”、金沢港周辺と日本海に面する自然環境や農地が広がる“臨海景域”、平野部に豊かな農業景観が広がる“田園景域”、市街地近郊の山裾の斜面緑地と調和した景観が広がる“山裾景域”、中山間地で自然と共生した人々の営みが感じられる“中山間景域”、緑豊かな自然環境として金沢の借景となる“山間景域”、以上の7つの景域に分類する。

(1) まちなか景域

○ 中心市街地。概ね「藩政期からの旧市街地（旧城下町区域）」の範囲

金沢特有の歴史的重層性にあふれた景観をさらに発展させるため、歴史文化施策等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化、伝統的な街並みの保全・継承を積極的に進めるとともに、金沢固有の歴史文化遺産に磨きをかけ、歴史都市金沢にふさわしい市街地景観を形成する。

(住宅地)

城郭建築や寺社建築、町家、武士住宅、近代建築など、金沢の様々な時代の歴史的建造物を保全・継承しながら、伝統的な街並みと調和する緑豊かな住宅地の景観として更新・再生していく。

また、中心市街地活性化やまちなか定住等に関する施策と連携を図りながら、様々な景観誘導施策を駆使し、生活感あふれる景観まちづくりを進める。

(商業・業務地)

都心軸沿いとその周辺、幹線道路沿道の地域においては、隣接する伝統的な街並みとの調和に配慮しながら、県都金沢の中心市街地にふさわしい洗練された風格と魅力ある近代的な都市景観を創出する。

(自然地)

犀川・浅野川の河川敷、河岸段丘の斜面緑地、金沢城公園・兼六園周辺に残る緑豊かな自然環境は、まちなかにあって潤いと安らぎを与える貴重な景観資源であるため、積極的な保全を図る。

(文化的景観)

旧街道・往還や幹道・枝道等の街路網、用水・惣構跡など、今に残る近世の都市構造の保全・継承を念頭においた景観まちづくり、公共空間の整備を進める。

また、金沢特有の伝統産業・文化や生活慣習が今も市民生活の中に息づく重要な地域であるため、金沢の風格と魅力ある景観の背景となる貴重な構成要素の保護、保全、育成、継承を図る。

(2) 市街景域

○ まちなか景域を取り囲む市街化区域。概ね「環状道路海側幹線以東～台地・丘陵地界」までの範囲

都市計画制度等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、良好な景観を形成する。

(住宅地)

地域住民の理解と協力を得ながら、都市計画制度等を活用し、景観向上に向けた地域独自のルールづくり等を進め、魅力ある景観形成を図る。

既存の集落や住宅地との調和を図り、緑豊かな良好な住環境が整う住宅地としての景観形成を促進する。

(商業・業務地)

幹線道路沿いの商業・業務地や近隣商業地については、都市計画制度等の活用により、周辺環境と調和した良好な景観形成を促進する。

北陸自動車道・外環状道路沿道については、屋外広告物や大規模な開発行為に対する景観誘導により、良好な沿道景観の形成を図る。

(工業地)

土地利用の用途混在による景観悪化を防止するため、周辺の景観や住環境との調和に配慮した良好な景観形成を図る。

(農業地)

市街化区域内における貴重な緑地として、地域住民の意向を踏まえながら、都市的な土地利用への計画的な転換や周辺環境と調和した景観形成を促進する。

(自然地)

犀川・浅野川等の河川敷など、緑豊かな自然環境は、市街地内にあって潤いと安らぎを与える貴重な景観資源であるため、積極的な保全を図る。

(その他)

市街景域における一定規模以上の各種開発行為等については、周辺の自然環境や景観と調和したものとなるよう、適切な誘導を図る。

(3) 臨海景域

○ 日本海に面する区域。概ね「浅野川以南～外環状道路海側幹線以西」の範囲

海岸の自然景観の保全や砂丘地農業の振興など、特徴ある農業景観の保全に配慮するとともに、都市計画や歴史文化施策等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。

(住宅地)

砂丘地等における農業景観と一体となった魅力ある集落景観を保全するとともに、新興住宅地においても、周辺の景観との調和に配慮した良好な住宅地景観の形成を促進する。

古くから海上交通の要衝の港町として栄えた金石・大野など、伝統的な街並みを残す住宅地では、地域特有の街並み景観を積極的に保全・継承し、また、周辺住宅地についても、落ち着きある景観形成を図る。

(商業・業務地)

臨港線や金石街道等の幹線道路沿いの商業・業務地、住宅地と隣接する近隣商業地については、周辺の景観との調和に配慮しながら、良好な景観形成を図る。

北陸自動車道・外環状道路海側幹線沿道については、屋外広告物や大規模な開発行為・建築物等に対する景観誘導により、良好な沿道景観の形成を図る。

(工業地・港湾)

臨海部に集積する工業地は、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、緑豊かな景観形成を促進する。

また、金石・大野港周辺では、生活・生業に根ざした景観の保全・育成を図るとともに、金沢港周辺では、港湾関連施設も含めて、本市における海上からの重要な玄関口にふさわしい魅力ある景観を形成・創出する。

(農業地)

農業振興や都市計画関連の施策等と連携を図りながら、砂丘地等における農業景観については、集落景観とともに地域の魅力ある景観として保全・育成を促進する。

また、農林業・環境施策と連携を図りながら、地域特有の魅力ある景観資源を発掘・活用していく。

外環状道路海側幹線沿いに広がる田園景観では、屋外広告物や大規模な開発行為等に対する適切な景観誘導を図る。

(自然地)

日本海の美しい海岸線や砂浜の景観、防風保安林、犀川・浅野川水系の豊かな水辺景観の保全に努めるとともに、地域における生活・生業との関わりに配慮しながら良好な自然景観を保全する。

(その他)

臨海景域における一定規模以上の開発行為等については、周辺の自然環境や景観と調和したものとなるよう、適切な誘導を図る。

(4) 田園景域

- **平野部の市街化調整区域とその周辺市街地。概ね「浅野川以东～河北潟、国道8号以北」までの範囲と「外環状道路海側幹線以南～北陸自動車道以北、犀川以西」までの範囲**

河北潟と周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに本市における貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画制度等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。

(住宅地)

河北潟周辺の水辺景観や田園景観、干拓地の圃場と一体となった地域に根ざした集落景観を保全する。

新興住宅地においては、地域住民の理解と協力を得ながら、景観向上に向けた地域独自のルールづくり等を進め、良好な住宅地としての景観形成を促進する。

(工業地)

土地利用の用途混在による景観悪化を防止するため、周辺の景観や住環境との調和に配慮した良好な景観形成を図る。

(農業地)

農業・環境施策等と連携を図りながら、平野部に広がる田園や干拓地の圃場等に広がる良好かつ開放的な景観を保全する。

(自然地)

犀川・浅野川水系の豊かな水辺景観を中心として地域に残る貴重な自然景観を保全する。

(その他)

田園景域における一定規模以上の開発行為等については、周辺の自然環境や景観と調和したものとなるよう、適切な誘導を図る。

(5) 山裾景域

○ 概ね市街化区域の東側縁辺区域。概ね「外環状道路山側環状沿いを中心とした斜面緑地・丘陵地縁辺」の範囲

山裾に面した緑豊かな斜面緑地を保全するとともに、緑と調和した住宅地としての景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、市街地の背景として魅力ある景観を保全・形成する。

(住宅地)

市街地の背後に広がる緑の屏風としての役割を果たす台地や丘陵地の斜面緑地との調和に配慮しながら、景観向上に向けた地域独自のルールに基づき、緑に溶け込んだ良好かつ魅力的な住宅地としての景観形成を図る。

(商業・業務地)

幹線道路沿いの商業・業務地については、背後の斜面緑地との調和に配慮し、高さや形態意匠、敷地内の緑化等の誘導により、良好な景観形成を図る。また、沿道や交差点等における屋外広告物の集積等の未然防止・抑制を積極的に進める。

(工業地)

金沢テクノパーク周辺については、周辺の豊かな自然環境や農業・森林景観と調和した緑豊かな良好な景観形成を促進する。

(農業地・森林地)

斜面や河岸段丘台地に広がる果樹園や田園など、地域特有の魅力ある農業景観の保全・継承を促進する。

また、農林業・環境施策と連携を図りながら、地域特有の魅力ある景観資源を発掘・活用していく。

さらに、遊休農地の有効活用や荒廃した民有林の整備等の農林業施策と連携を図りながら、地域の生活・生業に根ざした魅力ある景観の維持・保全を促進する。

(自然地)

犀川・浅野川水系の豊かな水辺景観と河岸段丘、東部丘陵から南部丘陵にかけて広がる緑豊かな貴重な自然景観については、山裾景域の骨格をなす環境共生型の景観資源、風致地区として積極的に保全する。

(その他)

山裾景域における一定規模以上の開発行為等については、周辺の自然環境や景観と調和したものとなるよう、適切な誘導を図る。

(6) 中山間景域

- **山裾景域と山間景域に挟まれた区域。概ね「台地・丘陵地縁辺を境界とした、標高100～500mまでの中山間地」を中心とする範囲**

台地や丘陵地から中山間地にかけての緑豊かな緑地を保全するとともに、農地・森林の良好な維持管理の促進等により、山間景域へとつながる自然環境と共生した美しい景観を保全・形成する。

(住宅地)

点在する農業集落や山間集落については、周辺の豊かな自然環境との調和を図りながら、自然と共生するのどかで美しい集落景観としての保全・育成を促進する。

(農業地・森林地)

中山間地特有の地形を活かした棚田や段々畑など、特色ある農業景観を保全・継承する。また、農林業・環境施策と連携を図りながら、地域特有の魅力ある景観資源を発掘・活用していく。

さらに、遊休農地の有効活用や荒廃した民有林の整備など、農林業に係る活性化施策と連携を図りながら、地域の生活・生業に根ざした魅力ある景観の維持・保全を促進する。

(自然地)

森林の荒廃防止や良好な森林の育成、農地やため池の保全・維持等により、豊かな生態系を育む自然環境として、美しく魅力ある景観の保全・育成に努める。

森林とふれあう機会の充実や森林・自然環境教育の推進など、林業・環境施策との連携を図りながら、環境保全林としての良好な森林景観と自然環境を守り育てる。

(その他)

中山間景域における一定規模以上の開発行為等については、周辺の自然環境や景観と調和したものとなるよう、適切な誘導を図る。

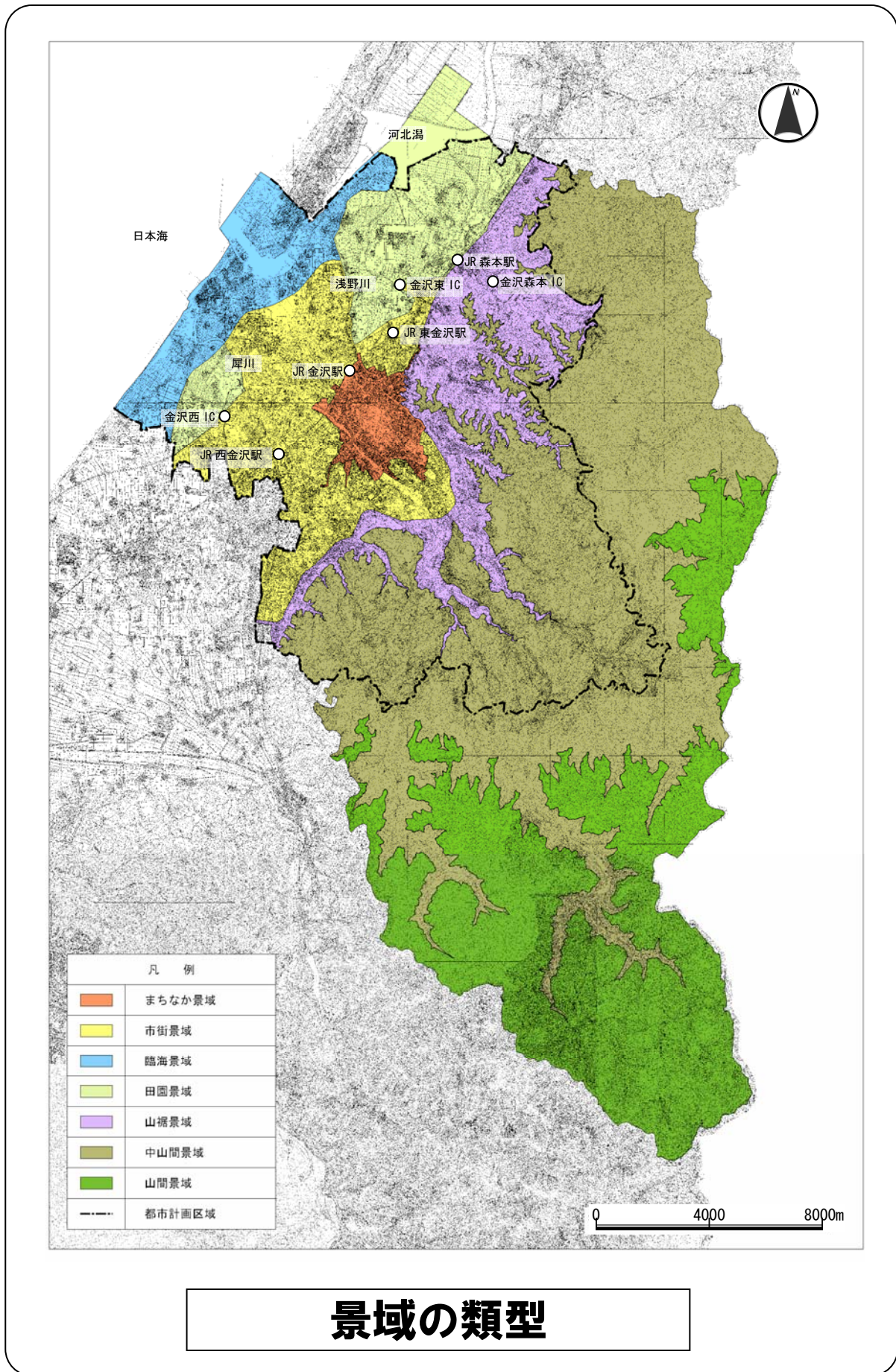
(7) 山間景域

- **中山間景域以南の区域。概ね「標高500m以上の奥山」を中心とする範囲**

県境へと続く緑豊かな自然環境と美しく連なる山並みとスカイラインの保全に努め、美しい自然景観を保全・継承する。

(自然地)

医王山県立自然公園等をはじめとして、貴重な自然環境が残る区域であることから、自然環境教育の推進など、環境施策等との連携を図りながら、国有林、天然林を中心とした良好な自然環境を守り育て、本市における市街地からの美しい借景としての景観を保全する。



第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

3-3 拠点・軸別にみた景観形成方針

地形や土地利用の特性に応じ、地域の景観を代表する拠点や、景観の骨格となる軸など、点的・線的な景観類型を行う。

(1) 景観拠点・軸の類型（保全・継承系）と景観形成方針

緑豊かな自然を活かした拠点や河川軸、集落と調和した優良な農地、金沢城をはじめとする歴史的な拠点とその周辺等に見られる伝統的な街並みや用水など、今後も保全・継承すべき拠点・軸として、以下のように分類する。

1) 拠点

① 自然・レクリエーション（卯辰山公園、大乘寺丘陵総合公園など）

自然環境や生態系の維持・保全に配慮しながら、自然と身近にふれあう場として、レクリエーション景観を保全・育成する。

文脈との関連：周縁、縁

大乘寺丘陵総合公園
のつつじ



② 田園集落（下安原、河北潟周辺など）

優良農地を保全するとともに、農村集落との調和を図りながら、のどかな田園景観を保全する。

文脈との関連：集積、対比、周縁

優良な農地



③ 山間部集落（二俣の集落、倉ヶ嶽の集落など）

自然環境と共生した山間部の集落景観を保全する。

文脈との関連：集積、対比、周縁

倉ヶ嶽の農作業風景



④ シンボル（象徴）（兼六園、金沢城公園周辺）

本市における象徴的な歴史・文化を伝承する空間として、一体的かつ重点的な景観形成を図る。

文脈との関連：定位、中心、眺望、縁

金沢城公園



⑤伝統的街並み

(東山周辺、長町周辺、野町周辺、寺町寺院群、小立野寺院群、金石・大野など)

歴史的・文化的背景を踏まえながら、地域の生活・生業と一体となった街並みの保全に努めるとともに、公共空間の修景整備等により、歴史的な趣きが感じられる景観形成を図る。

文脈との関連：集積

主計町



2) 軸

⑥海岸

日本海の美しい海岸線や砂浜の景観、海岸沿いの防風保安林の保全に努めるとともに、生活・生業との調和に配慮しながら、良好な自然景観を保全する。

文脈との関連：連続

日本海



⑦河川(犀川、浅野川など)

自然環境や生態系の維持・保全に配慮するとともに、市民生活との関わりや歴史的、文化的背景を踏まえ、個性と魅力ある水辺景観を保全、育成する。

文脈との関連：連続

犀川



⑧斜面緑地(卯辰山丘陵、小立野段丘台地、野田山丘陵など)

都市景観との調和に配慮しつつ、市民にやすらぎをもたらす丘陵や台地の連続性のある斜面緑地を保全、育成する。

文脈との関連：緑

豊かな斜面緑地



⑨用水・惣構跡(辰巳用水、鞍月用水、大野庄用水など)

市民生活と密着して利用されてきた歴史的、文化的背景を踏まえ、連続性はもとより、地域に応じた個性と魅力ある水辺景観を保全、再生、育成する。

文脈との関連：連続

鞍月用水



第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

⑩みち・広見・坂（北国街道、六斗の広見、八坂など）

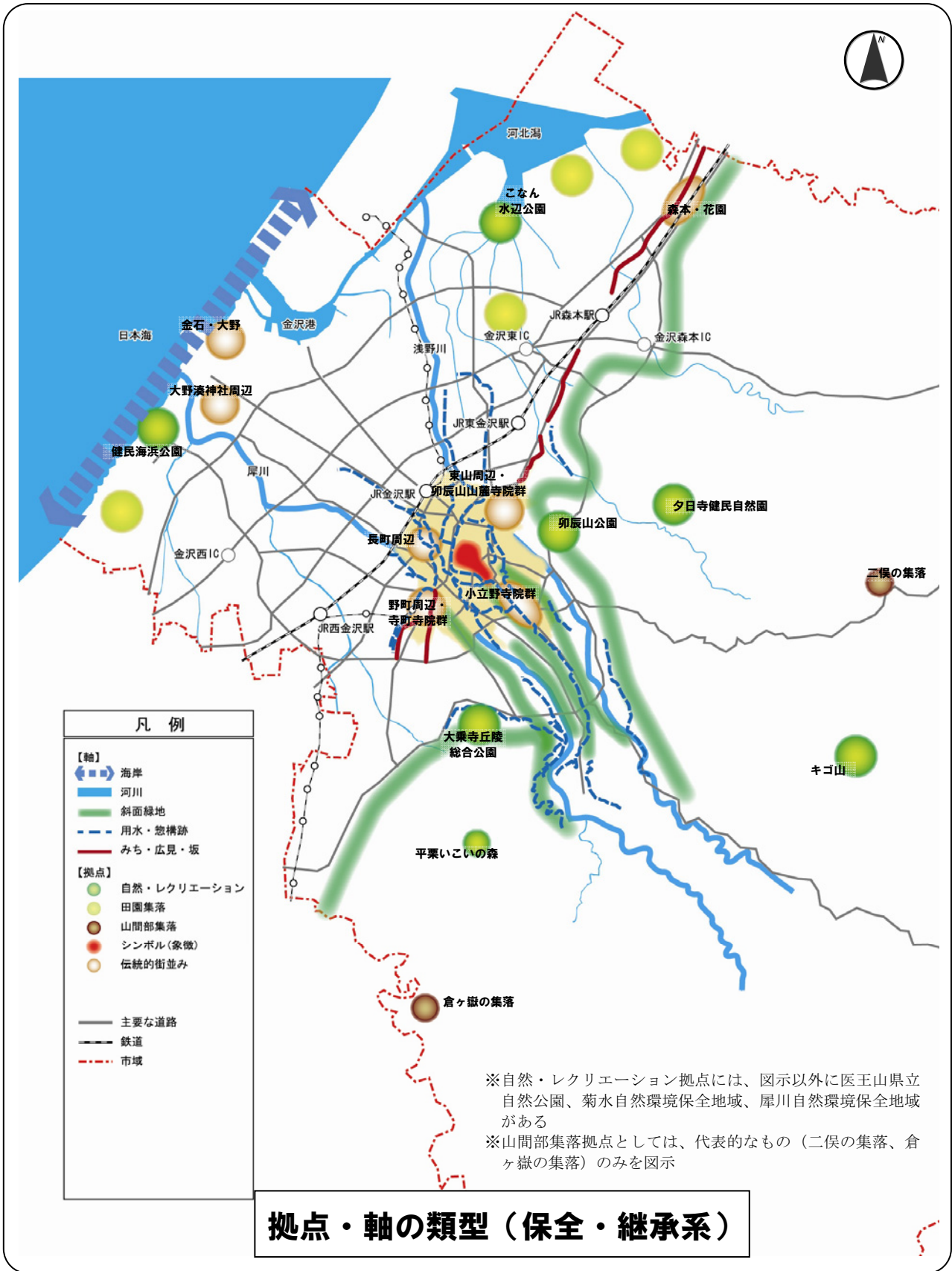
歴史的・文化的な背景や生活道路としての機能を踏まえ、市民の生活・生業との関わりや城下町としての面影を残した街路景観を保全、再生、育成する。

文脈との関連：定位、連続、眺望、縁

六斗の広見



第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針



第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

(2) 景観拠点・軸の分類（創出・育成系）と景観形成方針

地域の個性と活力を創出する地域商業地、産業の拠点、陸や海の玄関口となる駅周辺や金沢港、各拠点を有機的に結ぶ幹線道路など、都市の発展に応じて、新たに創出・育成していくべき拠点・軸として、以下のように分類する。

1) 拠点

① 新市街地（松村、大桑、戸板など）

地域の景観特性を踏まえ、周辺の自然環境や既存住宅地との調和を図りながら、良好な住宅地景観を形成する。

文脈との関連：周縁

鈴見団地



② 地域商業（もりの里、四十万など）

住宅地等の周辺環境との調和を図りながら、個性と魅力ある地域商業地としての景観を形成する。

文脈との関連：周縁

もりの里の街並み



③ 流通生産（金沢東 IC・金沢西 IC 周辺、金沢テクノパーク、金沢問屋団地など）

周辺環境との調和を図りながら、魅力あるもてなし景観の形成や人・物が流通する産業の活性化を促す景観を形成する。

文脈との関連：周縁

金沢テクノパーク

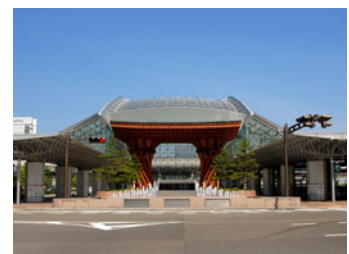


④ 駅周辺（JR金沢駅、JR西金沢駅、JR東金沢駅、JR森本駅）

本市における陸の玄関口、重要な交通結節点として、品格と風格ある景観形成に努めるとともに、来訪者をもてなす魅力あふれる景観的な演出を図る。

文脈との関連：定位、中心

J R 金沢駅



第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

⑤金沢港周辺（金沢港）

本市における海の玄関口として、周辺の海岸景観と調和した魅力と特色ある港湾景観の創出を図る。

文脈との関連：定位、周縁、対比

金沢港



⑥温泉街周辺（湯涌温泉）

山懐に抱かれた立地特性を活かし、風情と魅力あふれる温泉地景観を形成する。

文脈との関連：周縁、集積

金沢湯涌創作の森



⑦大学周辺（金沢大学、金沢美術工芸大学など）

近接する住宅地や自然環境との調和を図りながら、緑に包まれた品格と落ち着きのある景観を形成する。

文脈との関連：周縁、集積

金沢大学



⑧県庁周辺（石川県庁）

周辺との景観的調和を保ちながら、新たな行政拠点にふさわしい風格ある都市景観を創出する。

文脈との関連：周縁、対比

石川県庁



2) 軸

⑨都心軸（金沢港から犀川大橋に至る都心軸）

背後の伝統環境との調和を図りながら、活力・賑わいがあふれ、洗練された風格ある近代的都市景観を創出・育成する。

文脈との関連：連続、中心

賑わいのある香林坊



第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

⑩重要幹線（3環状8放射）

地域の景観特性や土地利用に応じて建築物や工作物等の景観誘導を図るとともに、無電柱化や交差点修景、緑化等により、良好な沿道景観を形成する。

文脈との関連：連続、周縁

山側環状道路・国道 159 号



⑪鉄道（北陸新幹線、JR北陸本線、北陸鉄道）

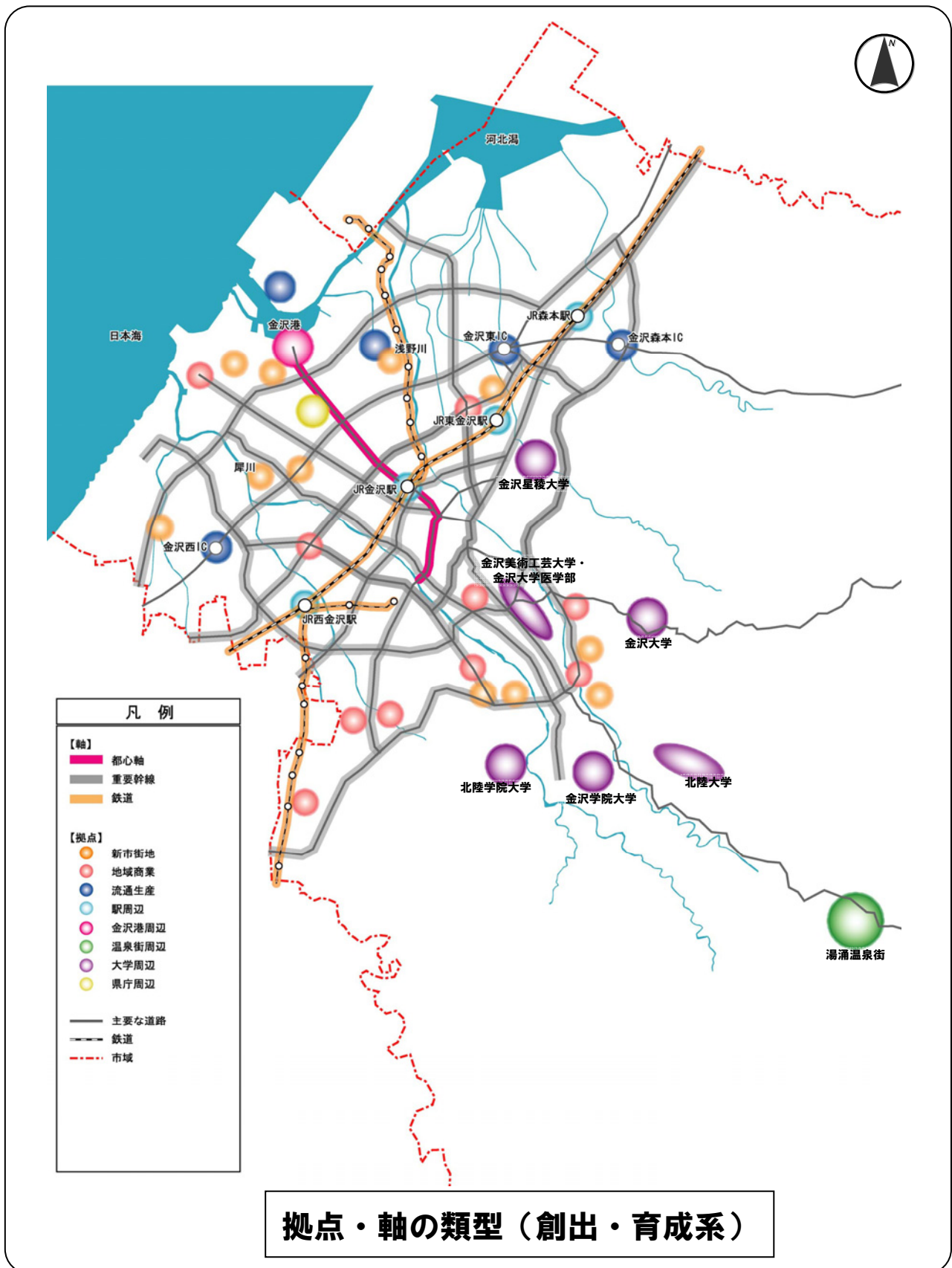
車窓から地域の魅力が感じられる景観となるよう、鉄道沿線の土地利用特性を踏まえた景観誘導を図る。

文脈との関連：連続

北鉄浅野川線・三ツ屋駅付近



第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針





第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

3-4 地域における時間や暮らしを踏まえた景観形成方針

景観まちづくりを進めるにあたっては、先に示した景観類型ごとの景観形成方針だけでなく、地域における時間や暮らしとの関わりにも十分配慮していく必要がある。

以下に、金沢において、時間や暮らしと密接に関わる景観として体験できる事象を整理し、それらを踏まえた景観形成方針を示す。

(1) 地域における“時間”と景観の関わり

| 時間軸 | 事象 | 景観形成方針 |
|--------------------------|--|--------------------------|
| 1日 (朝・昼・夜) 【短】 | 生産活動（農業、漁業、林業など）、通勤・通学、平日・休日、ライトアップ、夜のイルミネーション など | 日中のみならず、夜間も魅力ある景観形成を進める。 |
| | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>農の風景</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>人々が行き交う金沢駅</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>歴史的建築物のライトアップ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>まちなかのイルミネーション</p> </div> </div> | |

第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

| 時間軸 | 事象 | 景観形成方針 |
|-------------------------|--|--|
| <p>四季</p> <p>【中】</p> | <p>花見、海水浴、紅葉、積雪、雪吊り、旬の魚介類（カニ・甘えびなど）、農産物（レンコンなど）、果物 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>兼六園の桜</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>兼六園の紅葉</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>兼六園の雪吊り</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>近江町市場（旬の特産物）</p> </div> </div> | <p>風物詩である冬の雪吊り、秋の紅葉など、季節によって様々に変化する特徴ある景観を保全する。</p> |
| <p>伝統・文化</p> <p>【長】</p> | <p>百万石まつり、友禅流し、加賀鳶出初め式、地域の伝統行事（祭り、獅子舞など）、町家や武家屋敷の風情、遺跡 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>二俣の集落</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>長町武家屋敷群</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>友禅流し</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>加賀鳶</p> </div> </div> | <p>先人たちが長い年月の中で築き上げ、現代に受け継がれ、暮らしに根付いている歴史や伝統・文化を大切に引き継ぐ。</p> |

第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

(2) 地域における“暮らし”と景観の関わり

| 暮らし軸 | 事象 | 景観形成方針 |
|------------------------------|---|---|
| <p>生産・経済</p> | <p>農林漁業・商工業、観光、通勤風景など</p> | <p>生産・経済活動を通じた生き生きとした景観を継承・育成する。</p> |
| | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>梨畑 (田上)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>繁華街 (片町)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>湯涌温泉街</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>金沢箔</p> </div> </div> | |
| <p>人や物の動き・交わり 香り、音など</p> | <p>住宅街、通勤・通学風景、買物、イベント、祭り、ふらっとバス等の移動 など</p> <p>水や緑とのふれあい、蝉しぐれ、花の香り、金沢の特産(地物)、寺の鐘の音 など</p> | <p>日常生活の人や物の移動や交わりの中から生まれる賑わいや生活感が感じられる景観を大切に、生き生きとした景観まちづくりを推進する。</p> <p>「心地よい景観」は、人の五感を通じて体感された結果として形成されるものと捉え、視覚だけでなく、他の感覚を通じてのデザインも重要な要素として、積極的に活かしていく。</p> |
| | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>住宅街 (瑞樹団地)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>賑町商店街の賑わい</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>フードピア金沢の交流</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>犀川沿いの緑地空間</p> </div> </div> | |

3-5 総合的かつ効果的な景観まちづくり

(1) これまでの取り組みと現状

- 本市では、これまで景観条例をはじめとする様々な景観関連条例を独自に制定し、特に、まちなか景域を中心として特徴ある多様な景観誘導を進めてきた。
- 景観関連条例の区域指定による景観誘導以外にも、地区計画やまちづくり協定等の制度を活用し、地元が主体となって地域に応じた景観まちづくりを進めている区域が数多くある。
- 景観上重要な単体の建造物、樹木等については、国・県・市の指定文化財としての指定、保存樹の指定等を進め、その保存・保全に努めてきた。一方で、市内には、このような指定対象物以外にも単体としても景観上優れており、地域における重要なランドマークやシンボル、アクセントとなっている景観構成要素が数多く存在している。
- これまで、景観条例に基づく個別指定区域（伝環36／近代13：計49区域）の景観形成基準の内容については、伝統環境保存区域と近代的都市景観創出区域の差はあったが、個別指定区域毎における差が少なく、全般的に類似した景観が誘導されてきた状況が見られる。
- 景観条例やこまちなみ保存条例、寺社風景保全条例等に基づく景観形成基準の内容が類似しており、また、各条例に基づく指定区域も重複があることから、市民や事業者にとっても分かりづらく、効果的な景観誘導の観点から課題となっている。
- 藩政期からの地割・町割を継承するまちなか景域では、新たな都市景観の形成と伝統的な街並みの保全との関係性・調和という観点からみた場合、伝統環境保存区域・近代的都市景観創出区域およびその周辺地域において、支障となっている景観が見られる。
- 景観関連条例の指定区域内においても、建ぺい率・容積率、建築基準法の規定に応じて、低層や中高層の住宅・事業所・店舗、共同住宅といった様々な用途の建築物が混在しており、“建築物等”という一括りの景観形成基準では効果的な誘導が困難な状況が見られる。
- 市全域として捉えた場合、本市における都市構造の大きな変化、社会情勢の変化等に伴い、景観形成上、新たに保全・継承すべき区域、創出・育成すべき区域が存在している。特に、臨海、田園、山裾、山間景域等の郊外部を中心として、良好な景観形成に向けて、伝統的な様式を継承する農家住宅の保存や、耕作放棄地や森林の維持管理、人材育成等の課題がある。



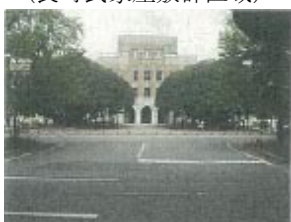
伝統環境保存区域
(長町武家屋敷群区域)



近代的都市景観創出区域
(香林坊区域)



こまちなみ保存区域
(旧観音町区域)



景観上も貴重な樹木である
旧県庁の堂形のシイノキ



伝統環境保存区域の
隣接地における
高さの不揃いな街並み



山側環状の整備
によって形成される商業地

第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

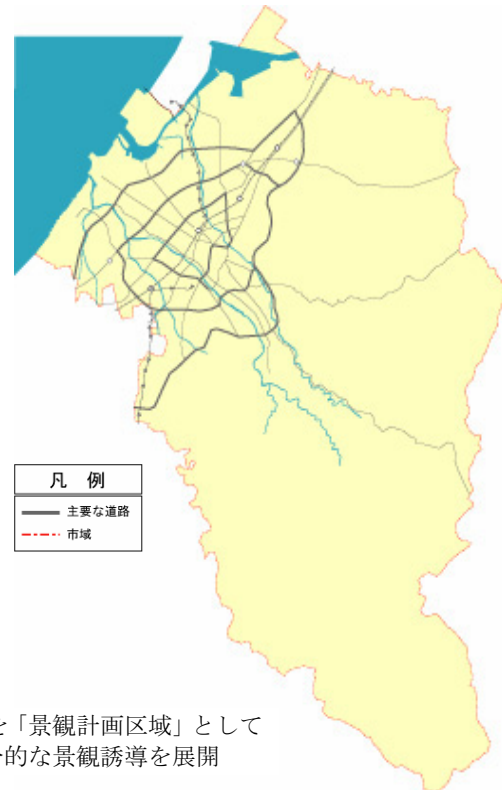
(2) 総合的かつ効果的な景観誘導の方針

1) 市全域を対象とした総合的な景観誘導

■市全域における総合的な景観まちづくりを積極的に推進するため、景観法の施行を契機として、景観誘導を図る対象範囲については、これまでの中心市街地に重点を置いた範囲から市全域へと拡大する。

① 市全域を「景観計画区域」として指定

- ・本市における市街地の拡大等に伴う都市構造の変化、社会情勢の変化、郊外部も含めた文化的景観や景観資源の保全・継承の必要性等を踏まえ、市全域を景観法に基づく「景観計画区域」として指定し、総合的な景観誘導を推進する。



② 一定規模以上の開発行為を対象とした景観誘導

- ・郊外部においては、景観上も周辺地域に与える影響が大きな一定規模以上の開発行為を対象として、建築物及び工作物、敷地利用等に係る景観形成基準を設定し、届出制による良好な景観誘導を図る。

③ 新たな景観対象の掘り起こしと適切な景観誘導

- ・歴史都市の認定を踏まえた本市の施策展開や、世界遺産暫定一覧表への記載を目指した本市の取り組み状況、地域における生活・生業等と一体となった文化的景観の保護・保全の必要性、自然環境の保護・保全に対する緊要性等を考慮し、歴史遺産を含む中心市街地のみならず、周辺地域においても景観上重要な地域を掘り起こし、新たな景観の誘導を図る。
- ・特に、これまで未対象で今後、景観誘導を図るべきと判断される地域・地区については、地元との協議・合意形成を踏まえ、適切な景観誘導を進める。(※地域によっては、景観法に基づく「準景観地区」や「景観農業振興地域整備計画」の策定も視野に入れて検討)

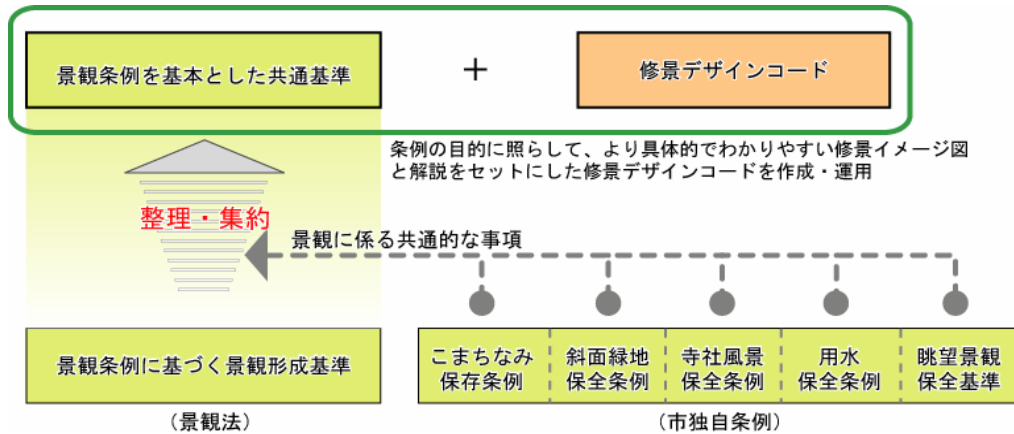
第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

2) 「指定区域の見直し・拡大」と「基準の整理・集約」

■市全域を対象として、“指定区域の見直し・拡大”と“基準の整理・集約”を図り、より効果的な景観誘導を進める。

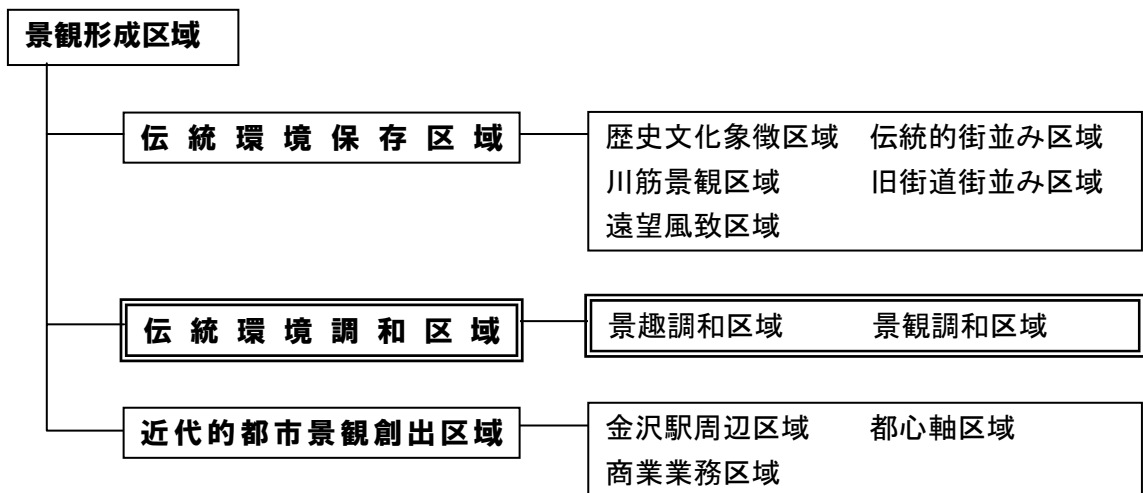
④ 景観関連条例の共通した基準内容の整理・集約

・景観法を活用した景観条例を基本とし、市独自の景観関連条例に基づく基準で共通する内容について整理・集約する。市独自条例として特色を持たせる誘導内容については、より具体的でわかりやすい修景デザインコードを作成・運用し、より効果的な景観誘導を図る。



⑤ まちなか景域における景観条例指定区域のあり方の見直し

・「美しい景観のまちづくり」は、“樹木の緑、河川の清流、新鮮なる大気に包まれた自然景観とこれらに包蔵された歴史的建造物、遺跡等及びこれらと一体をなして形成される環境（伝統環境）”を保存育成するとともに、伝統環境と調和を保った景観を創出するまちづくりを基本とする。特にまちなか景域については、景観形成区域と位置づけ、これまでの伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域に加え、「伝統環境調和区域」を新たに追加する。



第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

⑥ 景観条例指定区域の拡大

- ・ まちなか景域では従来の伝統環境保存区域の外周部においても藩政期からの市街地としての特性を今に受け継ぐ区域が存在していることから、文化的景観の保存・保全・育成のため、伝統環境保存区域等を旧城下町区域全体に拡大し、より魅力ある一体的な景観形成を図る。
- ・ 近代的都市景観創出区域については、北陸自動車道より海側の都心軸において、今後も新たな土地利用や開発が進むことが予想されることから、良好な景観を創出・育成すべき区域として拡大する。



まちなか区域（大野庄用水）

⑦ 景観上重要な区域における段階的な区域指定

- ・ 本市だけでなく、周辺の市町と連続している北陸自動車道、外環状道路（山側環状、海側幹線）、津幡バイパスといった重要広域幹線の沿道区域については、良好な沿道景観の形成に向けて、「重要広域幹線景観形成区域」として指定し、一定規模以上の開発行為や建築物、工作物を対象に届出制による適切な景観誘導を図る。（※いしかわ景観総合計画との連携・整合）
- ・ いしかわ景観総合計画で景観形成重要エリアとして位置づけられている日本海海岸部については、「(仮称) 海岸景観形成重要区域」として位置づけ、海岸部特有の良好な開放的景観や土地利用特性を踏まえ、適切な景観誘導を図る。ただし、下記に示す留意点を考慮し、具体的な区域指定と実務的な景観誘導については、段階的に展開していく。

【海岸部における景観誘導の留意点】

- ・ 金沢港周辺の景観誘導方策を検討中である（国）
 - ・ 金石沖等埋立地については、土地利用の方向性が検討段階である
 - ・ 金石・大野地区の伝統環境保存区域等の既存の景観形成の取り組みがあり、整合を図った誘導が必要である
 - ・ 打木・下安原等農業集落と周辺農地の一体的な景観保全策が必要である
- 以上の点を踏まえ、地元に対する説明会による理解、地域の景観目標像の設定と共通認識に基づく段階的な景観誘導の展開が必要である



金沢港

3) 景観対象の明確化による効果的な景観誘導

- 市全域において、良好な景観形成を進める上で重要な景観対象を明確化し、より効果的な景観誘導を進める。

⑧ 景観形成方針を踏まえた景観誘導

- ・市内各地域において、意識すべき景観対象を明確化した上で、景観形成基準を運用するため、各景域・区域・地区毎の景観特性を整理した景観形成方針を示し、良好な景観誘導を図る。

⑨ 建築物の性格等を踏まえた効果的な景観誘導

- ・景観形成区域内においては、低層住宅・共同住宅・中高層ビル・マンション等の建築物の高さや性格等を踏まえ、「低層建築物」と「中高層建築物」とで異なる景観形成基準を設け、より効果的な景観誘導を図るとともに、修景デザインコードの運用により、建築物の性格等を反映した良好な景観形成を促進する。

建築物の性格を踏まえた異なる景観形成基準の設定



⑩ 地域住民が主体となった景観形成

- ・地域によっては、都市計画法に基づく地区計画や市まちづくり条例に基づくまちづくり協定等の都市計画制度を活用するほか、景観法に基づく「景観地区」、「景観協定」等を活用して、地域住民が主体となった景観形成を促進する。
- ・特に、金澤町家等の歴史的建築物を中心として、向こう三軒両隣程度の規模で伝統的な街並みが残る地区については、こまちなみ保存区域に準ずる新たな対象地区としての指定を検討していく。

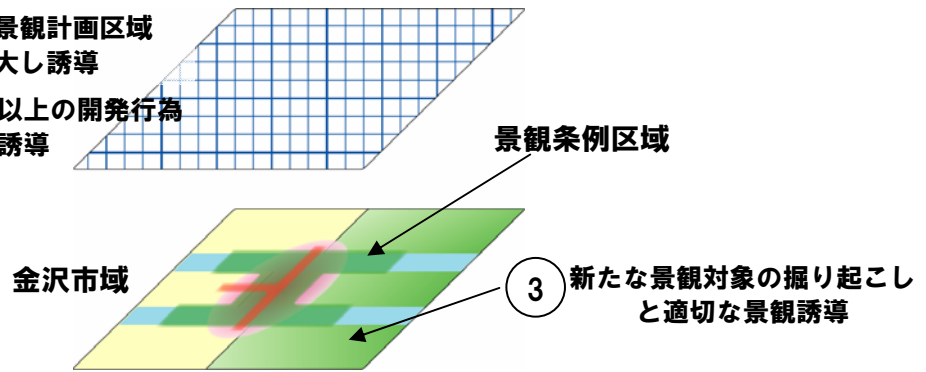
⑪ 景観重要構成要素の保護・保全・整備

- ・本市や地域の景観を特徴づけ、また、景観上也優れている景観構成要素については、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の積極的な指定により、歴史都市・金沢にふさわしいかたちで保護・保全・整備し、良好な景観形成を図る。

【総合的かつ効果的な景観誘導施策（まとめ）】

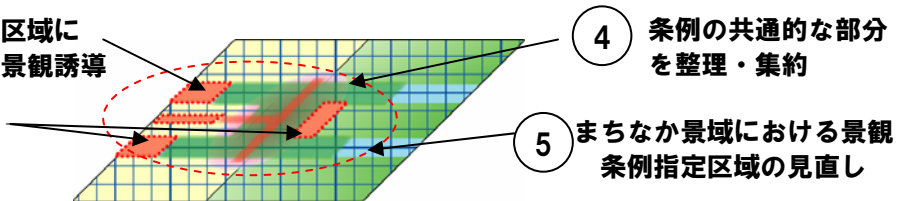
1) 市全域を対象とした総合的な景観誘導

- ① 市全域を景観計画区域として拡大し誘導
- ② 一定規模以上の開発行為を対象に誘導



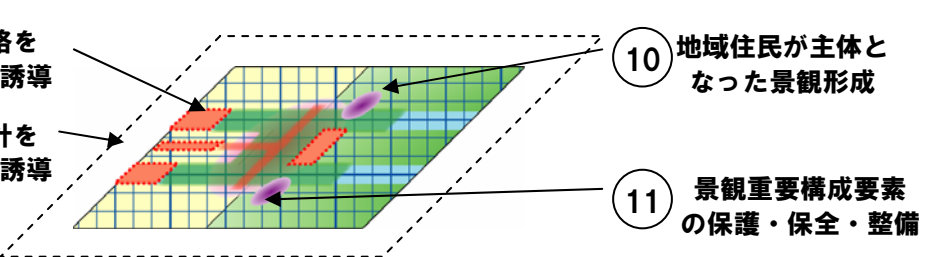
2) 「指定区域の見直し・拡大」と「基準の整理・集約」

- ⑦ 景観上重要な区域における段階的な景観誘導
- ⑥ 景観条例指定区域の拡大
- ④ 条例の共通的な部分を整理・集約
- ⑤ まちなか景域における景観条例指定区域の見直し



3) 景観対象の明確化による効果的な景観誘導

- ⑨ 建築物の性格を踏まえた景観誘導
- ⑧ 景観形成方針を踏まえた景観誘導
- ⑩ 地域住民が主体となった景観形成
- ⑪ 景観重要構成要素の保護・保全・整備



※丸文字は、本項における景観誘導方策の番号と対応

(3) 運用方針

本市は、これまで全国でも先進的な取り組みとして、市独自条例を駆使した景観まちづくりを推進してきた。

今後、このような取り組みを継承・発展させていくとともに、景観目標像の実現に向けた景観施策を展開するため、以下のような「景観法を活用する指定区域」、「市独自条例に基づく指定区域」に基づき、美しい景観のまちづくりを推進する。

◆ 景観法を活用する指定区域（景観計画区域：市全域）

- 景観形成区域（伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域）
- 重要広域幹線景観形成区域（北陸自動車道沿道、外環状道路・津幡バイパス沿道）
- 景観計画区域（その他の区域）

◆ 市独自条例に基づく指定区域

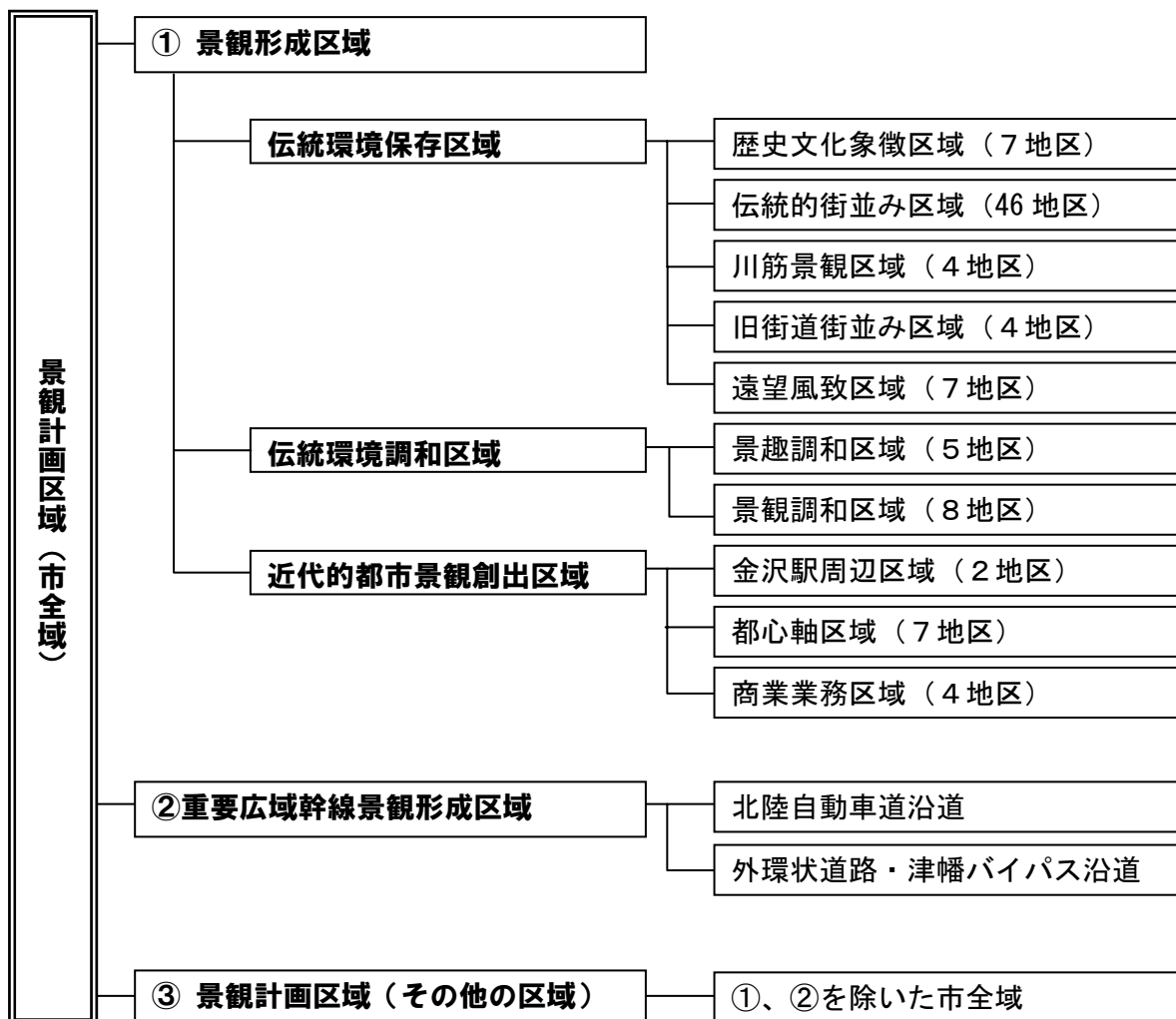
- 眺望景観保全区域（浅野川大橋上流側区域等 8 区域）
- 景趣継承区域
（こまちなみ保存区域、寺社風景保全区域、斜面緑地保全区域、保全用水区域）

第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

(4) 指定区域の再分類による景観誘導の充実

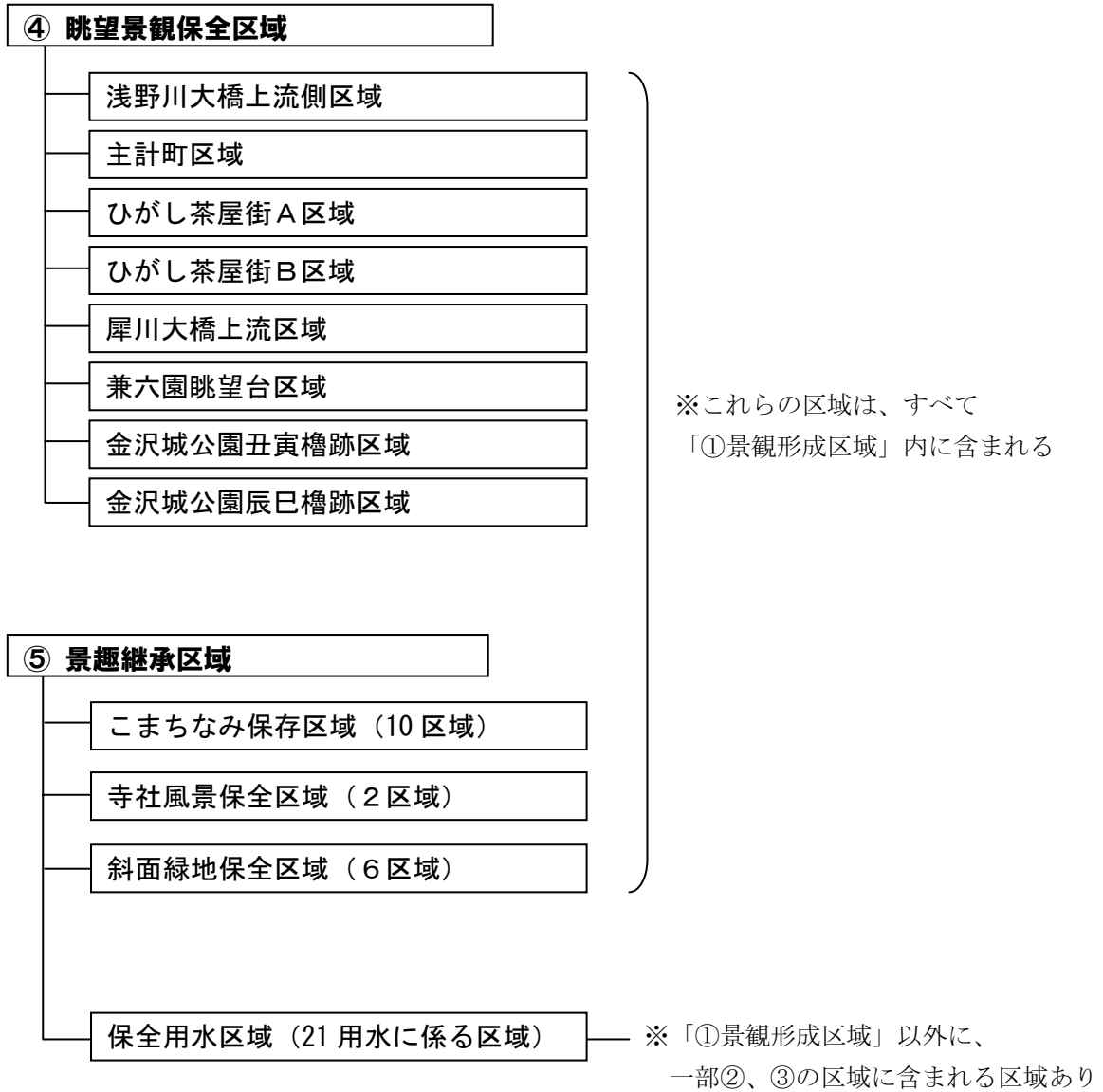
景観まちづくりのための指定区域として、景観法を活用する「景観形成区域（伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域）」、「重要広域幹線景観形成区域（北陸自動車道沿道、外環状道路・津幡バイパス沿道）」、「景観計画区域（その他の区域）」と、市独自条例に基づく「眺望景観保全区域」、「景趣継承区域」に再分類する。

1) 景観法を活用する指定区域



- ・ 伝統環境保存区域
… 伝統環境を保存育成する区域
- ・ 伝統環境調和区域
… 伝統環境保存区域に隣接し、伝統環境との調和のとれた景観を形成する区域
- ・ 近代的都市景観創出区域
… 伝統環境との調和を保ちながら、近代的都市機能と一体をなして形成される景観を創出する区域
- ・ 重要広域幹線景観形成区域
… 重要な幹線道路沿いにおいて、広域的かつ連続的な景観を形成する区域

2) 市独自条例に基づく指定区域



3) その他景観上重要な区域の指定

前述する指定区域以外でも、海岸部や川筋など、本市における景観形成上重要な区域として、先導的かつ重点的に景観の向上を目指す必要がある区域については、適宜、景観対象を明らかにし、区域指定を検討していく。

第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

【①景観形成区域の景観形成方針】

| 区分 | 細区分 | 景観形成方針 |
|---------------------|----------|--|
| 伝統環境 保存区域 | 歴史文化象徴区域 | 金沢城跡・兼六園周辺の歴史的資産や小立野台地の緑のスカイラインを保全し、金沢の歴史的シンボルとなるゾーンにふさわしい風格と魅力ある景観形成を図る。 |
| | 伝統的街並み区域 | 武士系、町家系の伝統的たたずまい、寺院群の土塀・山門・石垣、用水や緑と調和した伝統的街並み等の景観資源を保全し、地域の生活・生業と一体となった歴史と伝統を感じさせる街並みの景観形成を図る。 |
| | 川筋景観区域 | 犀川・浅野川の河川空間との調和、寺町台地の緑や卯辰山等への眺望に配慮した景観形成を図る。 |
| | 旧街道街並み区域 | 連続性のある旧街道の街並みの保全に配慮した景観形成を図る。 |
| | 遠望風致区域 | 河川・丘陵・山並み等の豊かな水や緑を保全し、自然環境と調和した景観形成を図る。 |
| 伝統環境 調和区域 | 景趣調和区域 | 歴史的な趣きが色濃く残る幹線道路沿いにおいて、周辺の伝統的な街並みとの調和に配慮し、落ち着いた街並みの景観形成を図る。 |
| | 景観調和区域 | 幹線道路沿いにおいて、周辺の伝統的な街並みとの調和に配慮し、落ち着いた街並みの景観形成を図る。 |
| 近代的 都市景観 創出区域 | 金沢駅周辺区域 | 伝統環境との調和を保ちながら、金沢の玄関口にふさわしい、近代的で風格と魅力ある景観形成を図る。 |
| | 都心軸区域 | 都心軸にふさわしい近代的で魅力ある都市の顔としての景観形成を図る。 |
| | 商業業務区域 | 周辺の伝統的な街並みとの調和に配慮し、賑わいのなかにも落ち着きを感じられる景観形成を図る。 |

【②重要広域幹線景観形成区域の景観形成方針】

| 区分 | 景観形成方針 |
|--------------------|--|
| 北陸自動車道沿道 | 県内外を結ぶ高速自動車道として、沿道の土地利用と調和した良好な沿道景観の形成を図る。 |
| 外環状道路 ・津幡バイパス沿道 | 広域幹線道路として隣接する自治体と連携しながら、調和のとれた沿道景観の形成を図る。 |

【③景観計画区域（その他の区域）の景観形成方針】

| |
|---|
| 一定規模以上の開発・建築物・工作物は、景観上、周辺地域に与える影響も大きいことから、景域毎の景観形成方針を踏まえ、形態意匠、色彩、敷地利用等に係る景観形成基準に基づいた良好な景観誘導を図る。 |
|---|

【④眺望景観保全区域の景観形成方針】

| 区分 | 景観形成方針 |
|-------------|--|
| 浅野川大橋上流側区域 | 浅野川の清流や河畔の親水空間、緑豊かな卯辰山等の情緒ある落ち着いた景観とともに戸室山への遠望景観を保全する。 |
| 主計町区域 | 主計町の伝統的街並みや浅野川大橋等の歴史的な雰囲気と、浅野川の清流や河畔、卯辰山等の自然的要素が調和した、情緒ある落ち着いた景観を保全する。 |
| ひがし茶屋街A区域 | 茶屋街としての歴史的街並みの背景を保全し、城下町金沢を代表する景観を育成する。 |
| ひがし茶屋街B区域 | |
| 犀川大橋上流区域 | 犀川の河川敷や寺院群のある寺町段丘・野田山など、金沢を代表する自然や歴史的眺望景観を保全するとともに、隣接する近代的都市景観との調和を図る。 |
| 兼六園眺望台区域 | 名園からの緑豊かな卯辰山や市街地への良好な眺望を保全する。 |
| 金沢城公園丑寅櫓跡区域 | 兼六園の緑や市街地の広がり、背景となる山並みなど、一体的な俯瞰景観を保全する。 |
| 金沢城公園辰巳櫓跡区域 | |

【⑤景趣継承区域の景観形成方針】

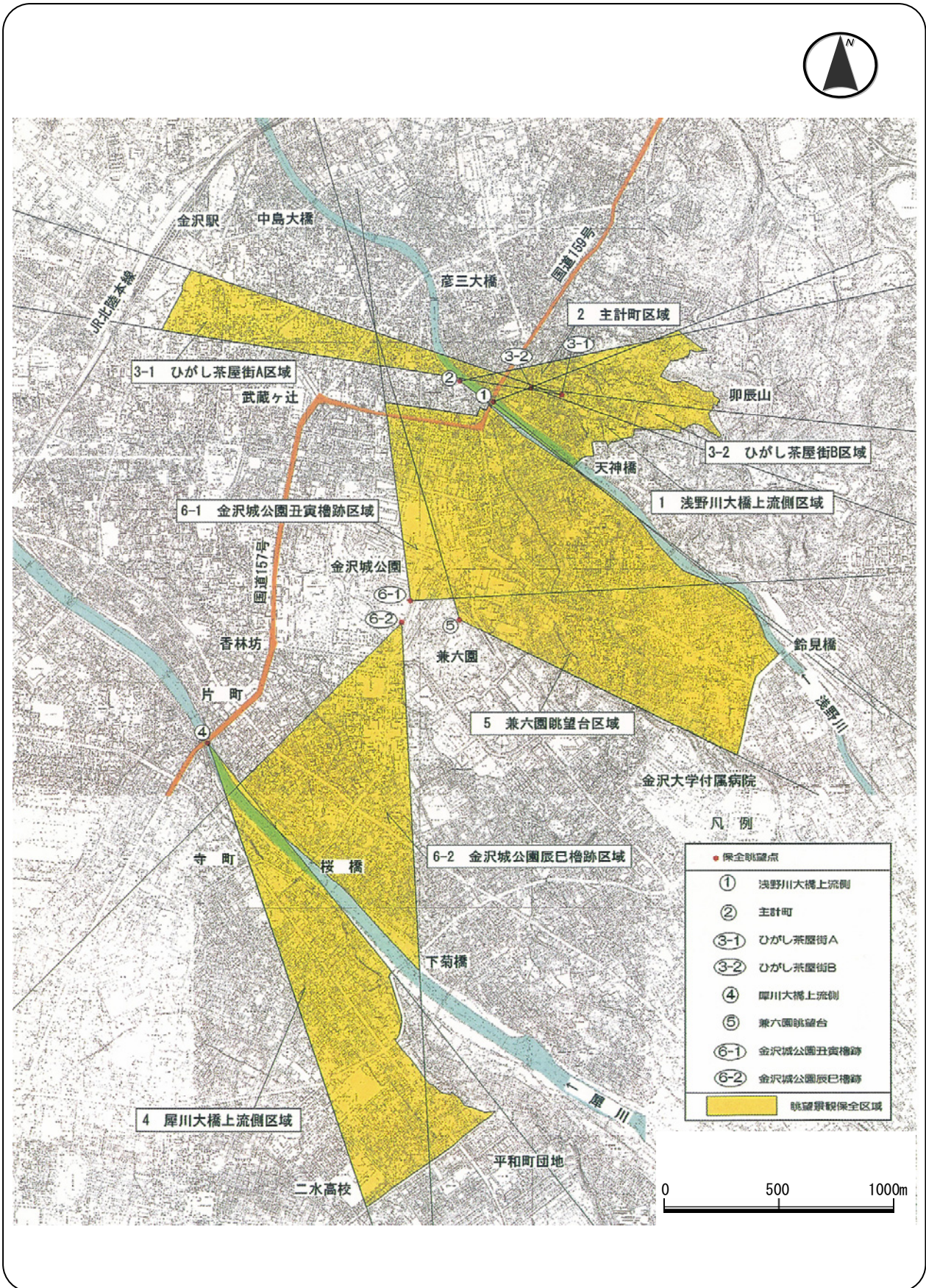
| 区分 | 景観形成方針 |
|-----------|--|
| こまちなみ保存区域 | まちの歴史を色濃く残した金沢の歴史遺産である「こまちなみ」を守り育て、その雰囲気を生かした風格あるまちづくりを推進し、金沢の個性をさらに磨き高める。 |
| 寺社風景保全区域 | 寺社風景を市民とともに保全することにより、金沢の個性をさらに磨き高める。また、歴史遺産として後代に継承するため、歴史的・文化的資産の継承とともに、伝統的な街並み景観の保全、緑の保全、憩い空間の創出を図る。 |
| 斜面緑地保全区域 | 金沢のまちの背景であるまちなかの貴重な自然とともに、斜面の崩壊防止など、様々な機能を担い、市民に憩いとやすらぎをもたらす斜面緑地と一体となった景観を保全・継承する。また、都市の防災機能を確保しながら、市民と一体となって豊かなまちの緑として保全する。 |
| 保全用水区域 | 金沢の街並みに潤いとやすらぎを与えてくれる用水を大切に守り育て、身近な生活環境をより快適で、より安全で、より豊かなものにする。また、緑豊かな自然環境との調和による用水景観の形成、開きよ化の推進、年間通水と定期的な清掃による清流の確保等を図る。 |

第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

【①景観形成区域、② 重要広域幹線景観形成区域、③ 景観計画区域（その他の区域）】



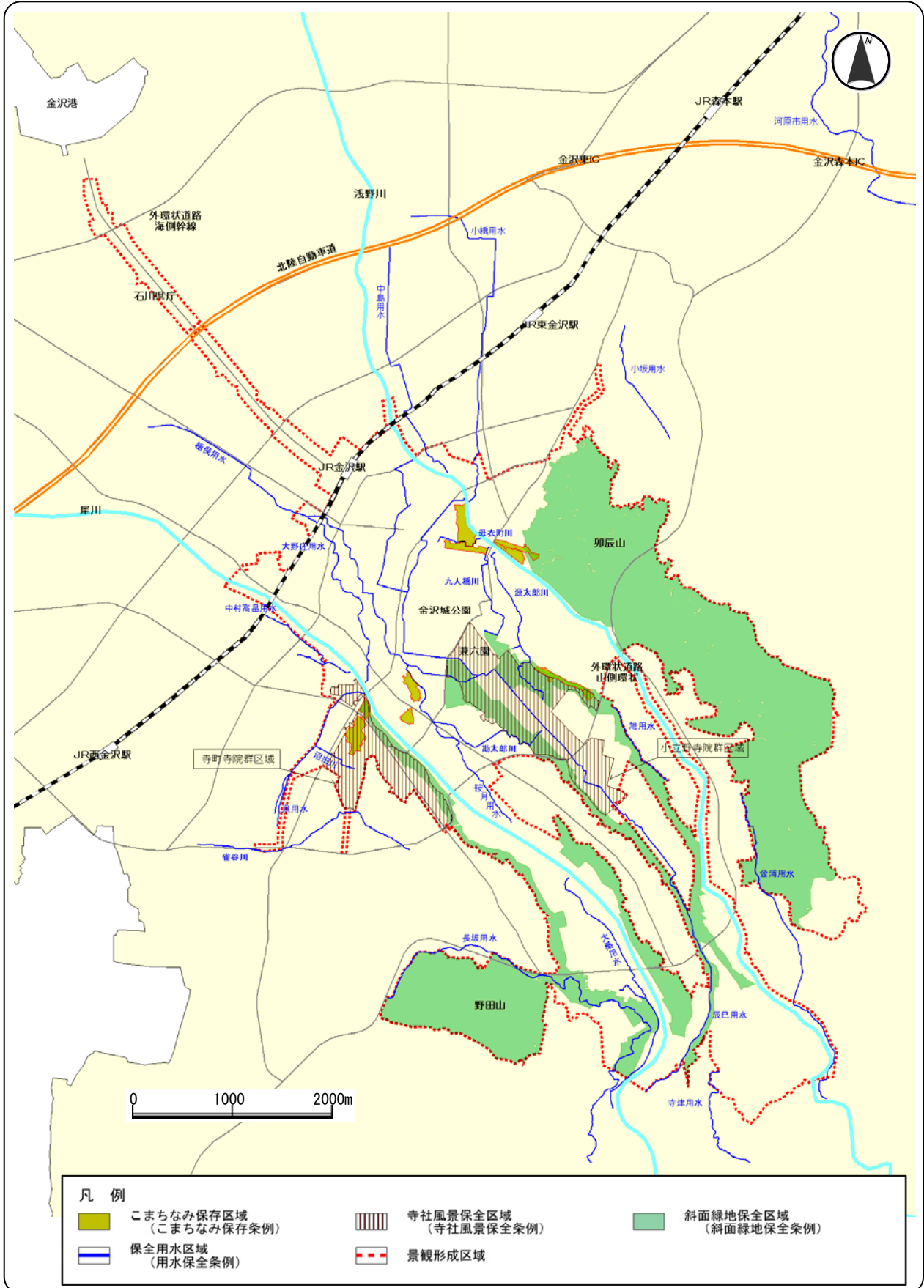
【④ 眺望景観保全区域】



資料：眺望景観保全区域パンフレット

第3章 市全体で捉えた景観まちづくりの基本方針

【⑤ 景趣継承区域】



(5) 景観地区等指定の方針

重点的かつ積極的に景観形成を進める地区は、住民の景観に対する意識の醸成に加え、地元と綿密な協議を行いながら、順次、適切な施策を進めていく。

また、これらの地区では、必要に応じて、より具体的な景観誘導を進めることが可能な「景観地区」、「準景観地区」として位置づけることが考えられる。

そのほか、住民の主体的な活動に基づき、ハード・ソフト面から魅力的な景観形成を目指す地区では、「景観協定」の締結等について、幅広い観点から協力・支援していく。

【景観地区として想定される地区】

- こまちなみ保存区域
- 近代的都市景観創出区域における都心軸
- 重要文化的景観区域選定申出予定地、世界遺産暫定登録に向けた構成要素周辺、長町武家屋敷群跡 など

【準景観地区として想定される地区】

- 都市計画区域以外の集落等において、周辺の自然環境や歴史的資産とともに地域に根ざした良好な景観形成が求められる地区
- 二俣・田島地区 など